

# 告示

## 埼玉県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
小川赤十字 訪問看護 ステーション	たんぽぽ介 サ―ビス	事業所 所在地	川口市前川 四―四―七	川口市差間 八三―一	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護
事業者 名称	事業者 所在地	埼玉県支部	さいたま市 浦和区岸町 三―一七―一	東京都港区 芝大門 一―一―三	訪問看護 介護予防訪問看護
日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社				